

新発田市 景観計画



平成20年3月 平成24年2月1日 変更

目次

はじめに	1
景観計画策定の背景と目的	1
景観計画の構成	2
第1章 新発田市の景観	3
第1節 新発田市の景観の特徴	3
第2節 新発田市の景観形成に向けたコンセプト及び方向性	4
第3節 景観の特徴からのゾーニング及び各ゾーンの目指す方向性	5
第2章 景観計画区域	7
第1節 景観計画区域の設定	7
第2節 全エリアの区域図	8
第3章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する 方針及び行為の制限に関する事項	13
第1節 「歴史景観エリア」における「新発田城周辺区域、寺町・清水谷周辺区域」	13
第2節 「歴史景観エリア」における「公共施設区域」	16
第3節 「歴史景観エリア」における「歴史周辺区域、 五十公野・米倉地区・山内地区・上赤谷地区、菅谷地区」	18
第4節 「市街地景観エリア」	20
第5節 「駅前大通り景観エリア」	22
第6節 「沿道景観エリア」	24
第7節 「自然景観エリア」	26
第8節 「歴史景観エリア」「市街地景観エリア」「自然景観エリア」における色彩制限	28
第9節 「駅前大通り景観エリア」「沿道景観エリア」における色彩制限	29
第10節 各エリアにおける届出対象行為	30
第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	31
第1節 景観重要建造物	31
第2節 景観重要樹木	31
第5章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件 の設置に関する行為の制限に関する事項	32
第1節 基本的事項	32
第2節 重点的に景観形成を図る区域における事項	32
第6章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び許可の基準	33
資料	36
用語の解説	36
景観法(抜粋)	39

*のある語句については、巻末に用語解説を掲載。

はじめに

景観計画策定の背景と目的

近年の景観に対する意識の高まりを受け、国は平成15年7月に「美しい国づくり政策大綱*」を公表し、平成16年6月に「景観法*」を公布した。

本市においても、平成16年6月に竣工した新発田城三階櫓、辰巳櫓の復元をきっかけに、景観活動を行う市民団体も増え、活動もより活発化してくるなど、景観に対する市民の関心が高まってきた。

このような背景を受け、長期的な展望にたって市民みんなが協働*し、より良い景観形成を推進するための基本計画が必要となり「新発田市景観計画*」を策定するものである。本計画は景観法*に基づくものとし、本市固有の歴史、文化、自然等により育まれた新発田らしい景観をより魅力的で愛着と誇りの持てるものとして次世代へ継承することを目的とする。



景観計画の構成

「新発田市景観計画^{*}」は、景観法^{*}に基づく必要な事項を定めており、以下の構成となっている。

新発田市景観計画 [*] の構成	内容	景観法 [*] 第8条第2項による必須事項
新発田市の景観 (第1章)	<ul style="list-style-type: none"> ・市全域の景観の特徴、景観形成に向けたコンセプト及び方向性 ・景観の特徴からのゾーニング[*]及び各ゾーンの目指す方向性 	
景観計画区域 [*] (第2章)	「景観づくりのルール」が適用される区域	
良好な景観形成に関する方針 [*] (第3章)	各エリアの景観の将来像及び目指すべき景観形成の方向性	
行為の制限 [*] に関する事項 (第3章)	建物や工作物などについて、良好な景観をつくるために必要なルール <ul style="list-style-type: none"> ・建築物（工作物）の形態[*]・意匠[*]、色彩[*]、高さの制限 など 	
景観重要建造物 [*] 及び景観重要樹木 [*] の指定の方針 (第4章)	景観上特に重要な建築物や樹木の指定する際の方針	
屋外広告物 [*] に関する事項 (第5章)	屋外広告物 [*] の表示や掲出に関するルールの基本的事項	
景観重要公共施設 [*] に関する事項 (第6章)	景観上特に重要な公共施設の整備の基本方針や占用許可等を行う際の配慮すべき事項	

景観法^{*}第8条第2項による必須事項：景観法^{*}に基づく景観計画に記載が義務づけられている事項。